

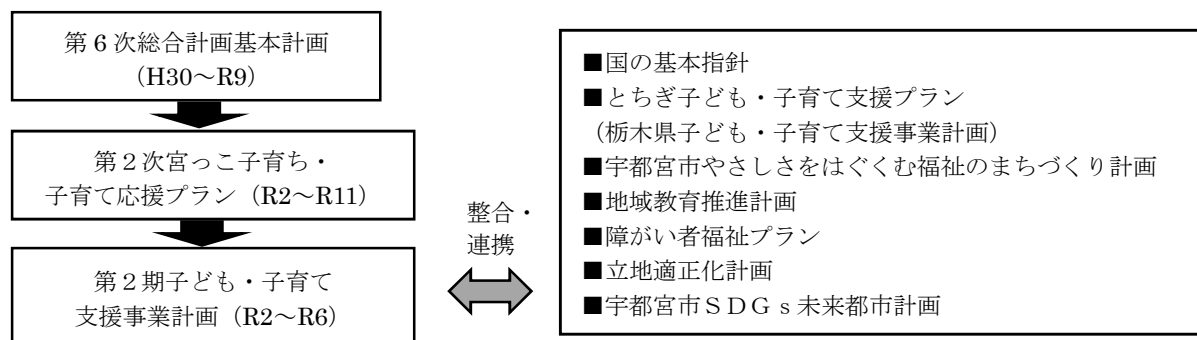
第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 策定の目的

第1期計画に基づく取組の結果、年度当初においては平成29年度から3年連続、年度中間においても平成30年度から2年連続で待機児童ゼロを達成したところだが、女性就業率の上昇や幼児教育・保育の無償化などの社会状況の変化による保育ニーズの高まりなどを踏まえ、安心して子どもを産み育てられる環境をより一層充実・強化していくことが求められているため、乳幼児期の学校教育や保育、子育て支援などに関するニーズを適切に捉え、年間を通した待機児童ゼロの継続的な実現を目指し、第2期計画を策定する。

2 計画の位置付け

- 子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき市町村が5年を一期として定めるもの
- 「総合計画」、「宮っこ子育て・子育て応援プラン」に即し、国の基本指針に基づきながら、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するための計画



3 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5か年度（第1期計画：平成27年度～令和元年度）

4 策定経過

- | | | |
|-------|-----|-----------------------------|
| 平成31年 | 4月～ | 庁内策定委員会（計5回実施） |
| 令和元年 | 7月 | 子ども・子育て会議（現状と課題、第1期計画評価） |
| | 10月 | 子ども・子育て会議（量の見込み、供給体制の確保） |
| | 11月 | 関係部長会議（量の見込み、供給体制の確保等） |
| | 12月 | 関係部長会議、政策会議、子ども・子育て会議（計画素案） |
| 令和2年 | 1月 | パブリックコメントの実施 |
| | 2月 | 子ども・子育て会議（計画案） |

5 計画の内容・特徴

(1) 内容

「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」概要版（案）・・・別紙1

(2) 特徴

ア 「年間を通した待機児童ゼロ」の継続的な実現を目指した確保体制の実施

第1期計画に基づく供給体制の確保策や「利用定員の弾力化」の活用により、年度当初においては平成29年度から3年連続、年度中間においても平成30年度から2年連続で待機児童ゼロを達成しており、第2期計画においては、女性就業率の上昇や幼児教育・保育の無償化などの社会状況の変化を十分に見極めた上で、それに対応する施設整備や、保育補助者の配置・保育所等のICT化の推進など、働きやすい環境整備による保育士確保策などの対応策を盛り込み、年間を通した待機児童ゼロの継続的な実現を目指す計画とした。

イ 局所的な保育ニーズや新たなニーズへの対応

駅周辺等における局所的な保育ニーズや、LRTの整備等に伴う、自動車を利用しない世帯の保育ニーズ、休日保育や一時預かりなどの特別保育のニーズの高まりなど、新たなニーズが見込まれていることから、量への対応に加えて、利用者の利便性や利用実態を踏まえた区域設定の見直しや、特別保育の実施施設の充実など、多様なニーズへの対応策を盛り込んだ。

ウ 既存施設の活用を基本とした供給体制の整備

少子化が進む一方で、働き方改革に伴う女性就業率の上昇や幼児教育・保育の無償化による保育ニーズの増加により、計画期間中の保育ニーズがほぼ横ばいで推移していくことが見込まれるなか、将来的な需要の減少を見据え、供給体制の確保にあたっては、新たな誘導策を活用した幼稚園の認定こども園への積極的な移行促進や既存保育所の増改築・分園整備、「利用定員の弾力化」の活用など、既存施設を最大限活用する計画とした。



（第1部）第1章 計画の概要

1 策定の趣旨

第1期計画に基づく取組の結果、年度当初においては平成29年度から3年連続、年度中間においても平成30年度から2年連続で待機児童ゼロを達成したところだが、女性就業率の上昇や幼児教育・保育の無償化などの社会状況の変化による保育ニーズの高まりなどを踏まえ、安心して子どもを生み育てられる環境をより一層充実・強化していくことが求められているため、乳幼児期の学校教育や保育、子育て支援などに関するニーズを適切に捉え、年間を通じた待機児童ゼロの継続的な実現を目指し、第2期計画を策定する。

2 計画の位置付け

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画

3 計画の期間

令和2年度～令和6年度（5年間）

4 計画の策定体制

ニーズ調査の実施、子ども・子育て会議における意見聴取、パブリックコメントの実施

（第1部）第2章 これまでの施策の実施状況及び社会状況の変化等を踏まえた課題と対応方針

	事業の実施状況と評価	左記から得られる課題
第1期計画期間（平成27年度～令和元年度）における各事業の実施状況・評価と課題	①1号認定子ども（3歳～5歳の教育希望） ・少子化や保育ニーズの高まりにより実際の利用が見込みを下回ったことから、既存施設により対応可能（達成度90%以上） ・利用は減少傾向	・利用が減少傾向にある中、「幼児教育・保育の無償化」の影響によるニーズ増を踏まえた適切な需要予測と必要な供給体制の維持・確保
	②2号・3号認定子ども（0歳～5歳の保育希望） ・女性就業率の上昇などから実際の利用が見込みを上回ったが、計画した施設整備とともに「利用定員の弾力化」を活用し、概ね需要に対応（達成度90%以上） →年度当初においては3年連続、年度中間においても2年連続で待機児童ゼロを達成するものの、年度後半は保育士の確保が難しいことなどから、待機児童が発生 ・一部の公立保育所における入所率の低下 ・企業主導型保育事業を始めた 認可外保育施設の件数は増加 ・利用は増加傾向 ・幼稚園の認定こども園移行は10園強に留まる ・通園範囲が広範になり、区域内保育利用率（身近な保育施設を利用している人の割合）は低下	・利用が増加傾向にある中、「幼児教育・保育の無償化」の影響による保育ニーズ増を踏まえた適切な需要予測と必要な供給体制の確保（整備） ・年度後半に発生する保育ニーズに対応するための保育士確保 ・入所率の低下している一部の公立保育所への対応 ・補完的な役割を果たす認可外保育施設への対応 ・幼稚園の認定こども園への移行促進に向けた取組の強化 ・直近の利用実態を踏まえた教育・保育提供区域の設定
	③各種子ども・子育て支援サービス（保育所等の入所以外のもの） ・実際の利用が見込みを上回った事業もあったが、既存施設の活用や一定の施設整備により、適切に対応（達成度90%以上）	・必要な世帯が利用したいときに利用できる環境整備のための、適切な需要予測と利便性に配慮した供給体制の確保
社会環境の変化等	国の動向	
	①企業主導型保育事業（H28～） ・内閣府の支援を受けながら、市町村が関与せずに保育施設を整備する制度の創設	・従業員以外が対象となる「地域枠」の活用による供給体制の確保
	②「子育て安心プラン」の実施（H29～R2） ・受け皿確保に積極的な自治体への支援策の実施	・施設整備に係る補助の嵩上げなど、効果的な国の各種支援策を活用した供給体制の確保
	③「幼児教育・保育の無償化」の実施（R1.10～） ・認可外保育施設を含む、3～5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料や、幼稚園の預かり保育の利用料の一部が無償化	・無償化に伴うニーズの適切な把握と必要な供給体制の確保、認可外保育施設を含めた保育の質の確保・向上

	本市の関連施策	左記から得られる課題
社会環境の変化等	①立地適正化計画（NCCの形成） ・居住や都市機能を誘導する区域の設定	・計画に基づく保育施設の立地誘導 ・停留所周辺等における局所的な保育ニーズの高まりや、自動車を使用しない世帯の保育ニーズなど、新たな保育ニーズへの対応
	②LRTの整備（R4～予定） ・自動車に頼らない交通ネットワークの構築	・児童人口が減少する一方で保育希望世帯の割合増加が見込まれる中、中長期的な視点に立った効果的・効率的な供給体制の確保
	本市の社会環境 ①少子化の進行 ②働き方改革に伴う女性就業率の向上	・就労意向の高まり等、ニーズを踏まえた速やかな供給体制の確保・充実
	ニーズ調査の結果 ①就労を希望する世帯の増加 ②認定こども園の利用ニーズの増加 ③休日保育・一時預かりなどの特別保育のニーズの増加	

課題の総括と対応方針		
方法・時期	供給体制の確保 ・少子化が進む一方、女性就業率の上昇等に伴う保育利用者の増加が想定される中での、中長期的な視点に立った供給体制の確保 ・増加する認定こども園の利用ニーズへの対応 ・保育士の確保が難しいことなどから発生する、年度後半における待機児童への対応 ・一部の公立保育所における入所率の低下 ・喫緊の保育ニーズの高まりや、施設整備に係る補助の嵩上げなど、効果的な国の各種支援策を活用した供給体制の確保	・保育ニーズに対応しつつ、将来的な需要の減少を見据え、幼稚園の認定こども園への積極的な移行促進、既存園の増改築・分園整備、「利用定員の弾力化」など、既存施設の活用を基本とした供給体制の確保 ・保育士の処遇改善や働きやすい環境整備に向けた各種施策の実施 ・保育ニーズを踏まえた、公立保育所（定数調整機能の低下した一部の当面存続園）のあり方の検討 ・喫緊の保育ニーズに対応するための、より効果的な国の支援策の活用
の関連事項	供給体制確保 ・NCCや立地適正化計画等を踏まえた保育施設の立地誘導 ・通園範囲が広範になっていることなど、利用実態を考慮した確保方策の検討	・補助制度を活用した、施設の移転改築時等における、立地誘導の促進 ・直近の利用実態などによる移動経路等を勘案した教育・保育提供区域の見直し
への対応等	新たなニーズ ・休日保育や一時預かりなどの特別保育のニーズの高まりや、LRTの整備に伴う、自動車を利用しない世帯の保育ニーズなど、新たなニーズへの対応 ・増加する認可外保育施設への対応	・ニーズを踏まえた実施施設の充実、送迎サービスなどを含めた新たな施策の検討 ・認可外保育施設を含めた保育の質の確保・向上に係る施策の実施

（第2部）第1章 計画の目標

教育・保育（幼稚園や保育所、認定こども園等の入所）
安心して子どもを生み育てられる環境を一層充実・強化させていくため、年間を通じた待機児童ゼロの継続的な実現を目指す。

地域子ども・子育て支援事業等（保育所等の入所以外の、各種子ども・子育て支援サービス）
引き続き適切に需要を見込むと共に、利便性にも配慮しながら供給体制の確保に努め、必要な世帯が利用したいときに利用できる環境を維持していく。

(第2部) 第2章 幼稚園や保育所、認定こども園等の入所を希望する世帯の量の見込み及び供給体制の確保方策

○ 既存施設の活用を基本として、供給体制の確保が求められる2号、3号認定子ども(0~5歳・保育の必要性あり)について、令和4年度末までに、**717人分**の供給体制を確保する。

【教育・保育提供区域】

○ 立地適正化計画やLRT整備を踏まえたもので、区域の需給管理や供給体制の確保が行いやすい設定とし、第1期計画の策定時と比べ利用者の移動範囲が広範となっており、実態に即した需給体制を適切に把握・進行管理するため、**5区域**とする。(別紙2参照。)

【量の見込みと供給体制】

○ 幼稚園の認定こども園への積極的な移行促進や既存保育所の増改築・分園整備等の施設整備により供給体制を確保し、「利用定員の弾力化」を最大限活用するとともに、年度後半に発生する保育ニーズに対応するための保育士確保策等を併せて実施しながら、**年間を通じた待機児童ゼロの継続的な実現**を目指す。

●1号(3~5歳の教育を必要とする子ども)

区分	需給	R2	R3	R4	R5	R6
1号	必要量	7,773	7,703	7,425	7,210	7,010
	確保方策	10,353	10,225	10,001	9,996	9,991

●2号・3号(3~5歳(2号), 0~2歳(3号)の保育を必要とする子ども)

区分	需給	R2	R3	R4	R5	R6
2号	必要量	5,719	5,805	5,712	5,643	5,567
	確保方策等	5,830	5,901	5,861	5,847	5,834
	整備数	129	168	45	—	—
3号	必要量	6,513	6,451	6,415	6,413	6,412
	確保方策等	6,513	6,451	6,430	6,431	6,431
	整備数	159	171	45	—	—

○ 幼稚園の認定こども園への移行促進により幼稚園の利用定員が減少するが、ニーズに対し、既に十分な供給体制を確保している。

確保のための施策(ハード部分)

①幼稚園の認定こども園への移行促進

新たな誘導策を創設し、既存の幼稚園の認定こども園への積極的な移行を図り、新たに2号、3号認定子どもの利用定員を設定する。

②既存保育所の増改築・分園整備

既存保育所の増改築や分園(既存園の周辺に整備される定員30名程度の園で、本園と一体的に利用されるもの)を整備する。

③認可保育所の新設等

①・②による既存施設を活用した確保策を最大限実施した場合でも供給体制の確保が難しい東部区域については、既存の保育資源がないことから、認可保育所の新設を含めた対応策について検討する。

【公立保育所のあり方】

基幹園4園(公的機能を存続させる園)

地域子育ての拠点であることから、医療的ケア児の受入れ体制強化など、機能拡充を図りながら施設数・配置を維持

当面存続園6園(将来的に廃止又は民営化する園)

保育サービスの現状や中長期的な保育ニーズの動向を踏まえ、公立保育所の役割を引き続き確保していく必要があるが、保育ニーズの高い地域にありながら、十分に役割を果たすことが難しい園については、今後のあり方を検討していく。

①~③の方策と併せて、効果的・継続的に「利用定員の弾力化」を最大限活用していく。

確保のための施策(ソフト部分)

保育の質の確保に係る方策

目的

「幼児教育・保育の無償化」による保育ニーズの増加を見込んで中、認可外保育施設を含めた保育の質の確保・向上を図るもの

新たな取組

○認可外保育施設に対する認可施設への移行促進など

継続して実施する取組

○指導監査、巡回指導の実施 ○研修体系の見直し(拡充)
○保育所等のICT化に係る支援(拡充)

保育士確保策(処遇改善・離職防止策)

目的

働きやすい環境を整備することで処遇改善を図り、保育士の離職防止を図るもの

新たな取組

○保育支援者の配置 ○経験年数に応じた賃金の加算 ○保育所等のICT化に係る支援(拡充)【再掲】に係る支援の検討など

継続して実施する取組

○保育補助者の雇上げへの補助(拡充)

保育士確保策(新規保育士の確保)

目的

年度後半に発生する保育ニーズも含め、計画期間中の保育ニーズに対応するために必要となる保育士を確保するもの

新たな取組

○養成校と連携した確保策の検討など

継続して実施する取組

○とちぎ保育士・保育所支援センターと連携した就職支援
○就職セミナー等での広報活動
○高校生などを対象とした仕事体験会の実施

(第2部) 第3章 各種子ども・子育て支援サービス(保育所等の入所以外のもの)の利用に係る量の見込み及び供給体制の確保方策

(1) 計画期間中に、現行の供給体制を超えるニーズを見込んでいるもの

●子育て援助活動支援(ファミリーサポート)事業

年度	R2	R6
必要量(延べ人)	10,179	13,017
確保方策(延べ人)	10,179	13,017

○ 「子どもの家」の帰宅後の預かり等のニーズの増加から、現行の供給体制を上回るニーズを見込んでおり、引き続きニーズの受け皿となる協力会員(子育ての援助をしたい人)の確保に努め、必要となる供給体制を確保していく。

●放課後児童健全育成事業(子どもの家)

年度	R2	R6
必要量(人)	6,067	8,058
確保方策(人)	7,988	9,798

○ 小学校区によっては現行の供給体制を上回るニーズを見込んでいることから、供給体制が不足する小学校区については必要な施設整備を行い、供給体制を確保していく。また、令和3年度からは運営主体を法人化し、より効果的・効率的にサービスを提供していく。

●休日保育

年度	R2	R6
必要量(人/日)	25	37
確保方策(人/日)	30	45

○ 現行の供給体制を上回るニーズを見込んでいることから、既存施設の配置バランスや地区毎のニーズ動向を踏まえ、特にニーズの高い南部区域に実施園を確保し、供給体制を確保していく。

(2) 現行体制により、計画期間中のニーズに対応できるもの

○ 新たなニーズを含め、計画期間中の「量の見込み」に対して現行の供給体制で十分に対応できていることから、引き続き、現行体制によりサービスを提供していく。

●一時預かり事業(幼稚園型)

年度	R2	R6
必要量(延べ人)	303,536	273,569
確保方策(延べ人)	430,000	430,000

●一時預かり事業(一般型)

年度	R2	R6
必要量(延べ人)	45,714	41,699
確保方策(延べ人)	68,972	70,534

●子育て短期支援事業(ショートステイ)

年度	R2	R6
必要量(日)	460	460
確保方策(日)	460	460

●延長保育事業

年度	R2	R6
必要量(延べ人)	4,712	4,617
確保方策(延べ人)	5,316	5,739

●病児保育事業

年度	R2	R6
必要量(延べ人)	4,813	4,716
確保方策(延べ人)	6,855	6,855

●実費徴収に係る補給付を行う事業(低所得者に対する副食費等の補助事業)

年度	R2	R6
必要量(人)	17,582	15,935
確保方策(人)	17,582	15,935

●妊婦に対する健康診査

年度	R2	R6
必要量(回)	53,231	52,579
確保方策(回)	53,231	52,579

●乳児家庭全戸訪問事業

年度	R2	R6
必要量(人)	4,159	3,933
確保方策(人)	4,159	3,933

●養育支援訪問事業

年度	R2	R6
必要量(件)	394	394
確保方策(件)	394	394

●地域子育て支援拠点(子育てサロン)事業

年度	R2	R6
必要量(延べ人)	13,415	12,389
確保方策(延べ人)	57,250	58,210

●利用者支援事業(専門職員による子育て相談)

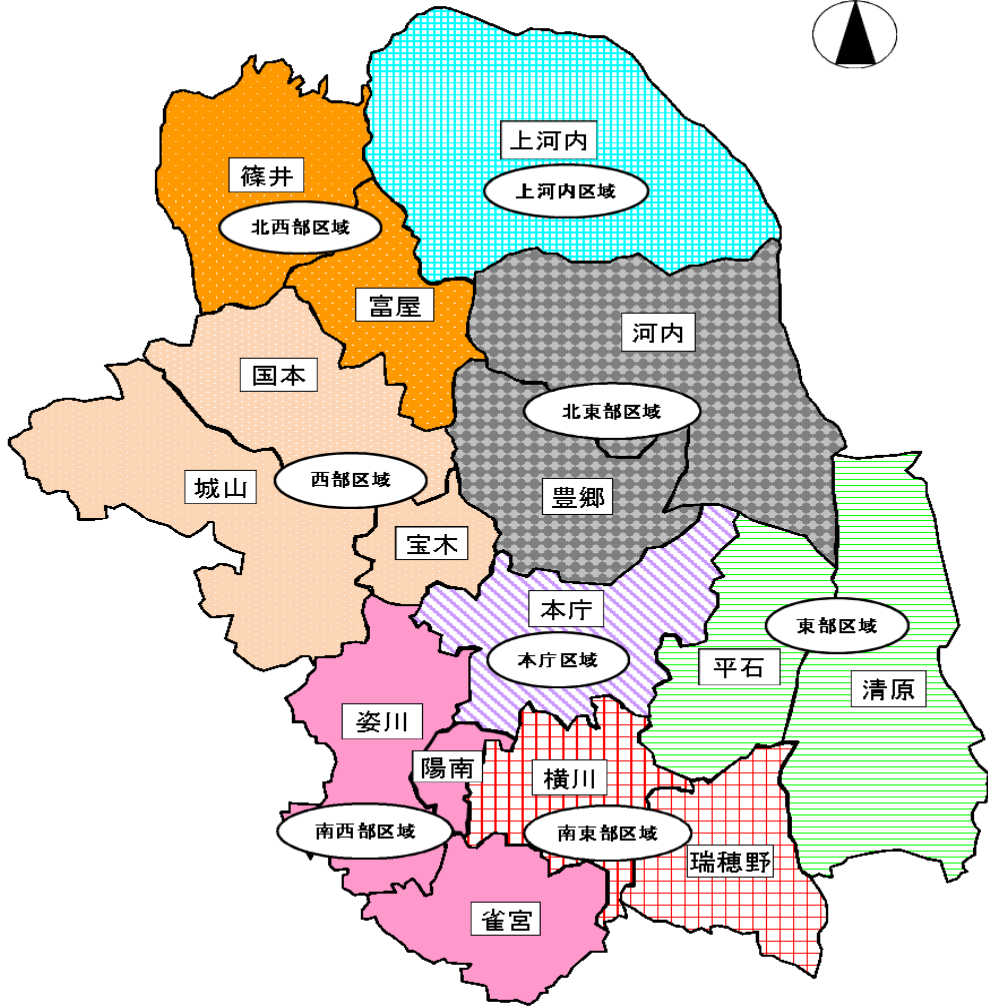
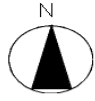
年度	R2	R6
必要量(ヶ所)	12	12
確保方策(ヶ所)	12	12

(第2部) 第4章 関連施策の展開

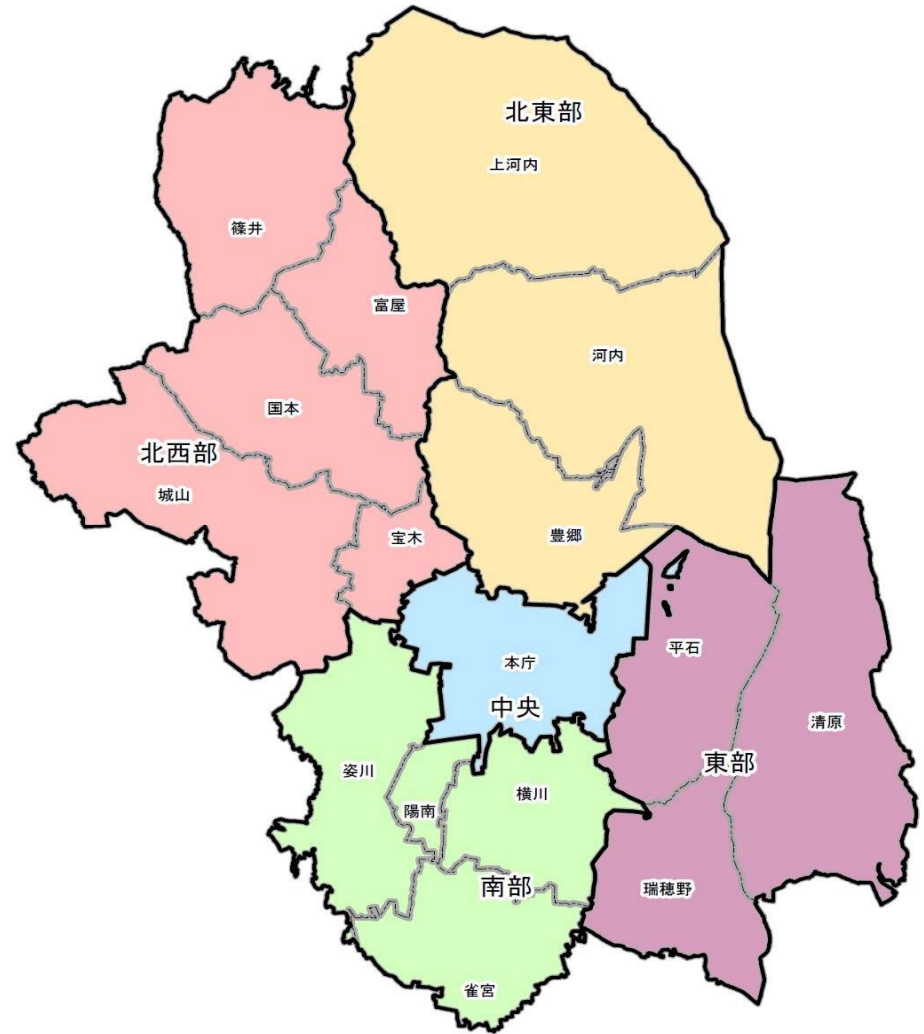
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策
- 園外活動時における児童の安全確保
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続(幼保小連携)の取組の推進
- ワーク・ライフ・バランスが図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

(第2部) 第5章 計画の総合的な推進体制

- 計画の周知と啓発 / 2 庁内推進体制 / 3 庁外推進体制
- 計画の点検・評価等の公表及び施策への反映(PDCAサイクル) / 5 SDGsとの整合



【教育・保育提供区域（現）】



【教育・保育提供区域（新）】